保安林の指定解除について

相談内容

所有する山林が保安林に指定されている。登記簿には保安林と記載されているのみで、 保安林の種類は分からない。この指定を解除したいが、どこに相談したらよいか教えてほしい

対応

問い合わせを受けた山口行政監視行政相談センターでは、保安林は、森林の公益的機能を発揮させるために指定された森林なので、特別な理由がない限り解除できないことを説明し、詳しくは山口県森林整備課に相談するよう案内しました。

山口行政監視行政相談センターから

保安林は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、森林法に基づき指定された森林です。山口県内における保安林の総面積は約 12 万錠で、県内の森林面積の約3割を占めています(2024年3月末現在)。

保安林には、水源の涵養(雨水を蓄え洪水や渇水を緩和する)、土砂の流出・崩壊の防備、飛砂の防備、風害・水害・潮害・干害などの防備、落石の危険の防止、火災の防備、魚つき(魚類の生息と繁殖を助ける。)、航行目標の保存(船舶の安全航行を確保する。)、保健(休養等の場を提供する。)、名所または旧跡の風致の保存など、その目的によりさまざまな種類のものがあります。

保安林に指定されると、指定施業要件(立木の伐採方法、伐採後の植栽方法、期間、樹種)が定められ、立木の伐採や、土地の形質の変更を行うときなどは、県や市町の許可や届け出が必要になります。一方で固定資産税、不動産取得税、特別土地保有税が免除になるなどの優遇措置があります。

今回、保安林の解除に関するご相談がありましたが、保安林の解除に直接の利害関係を有する者(森林所有者、受益者)は、保安林の解除を県などに申請することができます。

しかしながら、解除には厳しい要件が課されており、保安林の指定理由が消滅した場合や、保安林を他の公益的な目的のために使用せざるを得ない事情が発生した場合など特別な理由がない限り、解除が認められることはありません。

保安林制度の詳細な内容や不明な点は、山口県森林整備課(電話 0 8 3・9 3 3・3 4 8 0) や、お住まいの市町の林務担当窓口にお問い合わせください。

(令和7年4月23日 山口新聞に掲載)